町会・商店会などの地域的な共同活動を行う団体向け

街頭防犯カメラ設置の 費用を市で補助します

街頭防犯カメラは周辺の体感治安力を上げ、<mark>犯罪発生の抑止効果</mark>が

期待できます。また、<mark>事件や事故の早期解決</mark>に協力ができます

補助内容

・補助対象経費の合計額の 50%

1台あたり最大20万円

※補助金の支給にはさまざまな準備や手続きが必要です。

詳しい内容は

富士見市役所協働推進課(049-251-2711 内線 433)へお電話いただくか 直接窓口へお越しください。

補助の対象になる部分は?

- ・<mark>街頭防犯カメラの購入</mark>とその<mark>設置にかかる費用</mark> (カメラ本体、メモリーカード、取付工事費など)
- ・街頭防犯カメラ設置の<mark>看板購入</mark>とその<mark>設置にかかる費</mark> 用

※モニター等の周辺機器や既存の撤去費用及び移設費用 また、設置後の維持管理費については、対象外となりま す。 写せる場所は?

・不特定多数の者が利用する公共性の高い道路等で地域の皆様の同意を得られている場所。(マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社等の私有財産の管理に供される場所を除く。)

補助金申請から設置の流れ

- (1) 事前相談を協働推進課へ(必要書類の受取り)
- ② 各種提出書類の準備
- ③ 必要書類の内容相談(随時)
- 4 書類完成、提出
- (5) 市から交付決定の通知書が送られてきます
- 6 補助金の交付(概算払い)
- 7 工事開始
- 8 工事完了

30 日以内

工事後

工事前

- ⑨ 必要書類の提出→必要に応じて清算
- 10 運用開始(維持管理)

【注意する点】

- ・補助金を申請をした年度に着手し、当該年度内に完了できるもの
- ・設置後、5年は運用すること
- ・設置する防犯カメラに関し、国、県などから同種の補助金を受けていないこと



【お問い合わせ】

富士見市役所協働推進課 防犯・交通安全 G ☎049-251-2711(内線 433)